

番 号 : 130820

国 名 : タンザニア

担当部署 : 産業開発・公共政策部 資源・エネルギー第二課

案件名 : ダルエスサラーム送配電システムマスタープラン策定支援プロジェクト詳細計画策定調査
(配電計画)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 配電計画
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年9月下旬から2013年11月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.40 M/M、現地 0.50 M/M、合計 0.90M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
3日 15日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正 1 部、写 4 部
- (2) 見積書提出部数 : 正 1 部、写 1 部
- (3) 提出期限 : 9月4日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (機構本部 1F)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
 - 1) 業務方針の的確性 6 点
 - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12 点
 - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - 1) 類似業務^{注1)}の経験 40 点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域^{注2)}での業務経験 8 点
 - 3) 語学力^{注3)} 16 点
 - 4) その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

注 1) 類似業務 : 配電計画に係る各種調査

注 2) 対象国/類似地域 : タンザニア/全途上国

注 3) 語学の種類 : 英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 黄熱病

6. 業務の背景

タンザニアの電力セクターは、毎年5%以上に及ぶ同国の経済成長を支える重要な基盤であり、経済活動の活発化により電力需要の伸びは経済成長を上回る勢いで拡大している。しかしながら、1992年に電力公社の民営化が試行されて以降、2006年に中止されるまで、政府及びドナーからの公的支援が停滞し、需要拡大に対応した設備増設や既存設備の維持管理が全く行われなかった。このため施設は老朽化し、増加する需要に対応するために慢性的な過負荷状態が続き、また保守管理が不十分なために停電が頻発するなど、社会経済の諸活動の大きな障害になっている。

こうした状況を改善すべく、タンザニア政府は、発電設備や132kV以上の基幹送電線に関して、

2008年からの25年間を見通した「電力系統マスタープラン」を策定し、毎年見直しを行っている。しかし、このマスタープランには配電網の整備・更新計画は含まれていない。

一方、機構は、電力需要が多い都市部での安定的な電力供給システムの確立に向けて「タンザニア国主要都市配電設備リハビリテーション調査（2002年）」を実施し、「ダルエスサラーム送配電網マスタープラン」が策定された。

タンザニア政府は、「ダルエスサラーム送配電網マスタープラン」を策定したが、既にかかなりの年数が経っており、最近の急激な需要増加状況に十分に対応できているとは言えない。また、機構は現在、タンザニア政府から無償資金協力の要請を受け、ダルエスサラーム市内の電力供給の安定化を図るべく「ダルエスサラーム送配電網強化計画準備調査（2013年～）」を実施しているが、同市内においては複数のドナーが送配電網整備の支援を実施・計画しているため、各案件の整合性確認・調整に時間を費やす結果となっている。以上のことから、近年急激に伸びているダルエスサラーム市内の需要増への迅速な対応と円滑な送配電網整備の継続的な実施のためには、送配電網マスタープランの更新及びタンザニア側関係機関（電力公社含む）のマスタープラン策定能力の向上が必要不可欠である。

こうした背景の下、タンザニア政府は、ダルエスサラーム市における安定的な電力供給とそのためのインフラ整備を実現するため、上記「ダルエスサラーム送配電網マスタープラン」の更新及び同マスタープラン策定能力の向上にかかる技術協力を日本政府に対し要請した。

この要請を受け、機構はタンザニア電力公社(TANESCO)をカウンターパート(C/P)機関として、「ダルエスサラーム送配電系統マスタープラン策定支援プロジェクト」を実施することとなった。同プロジェクトの詳細計画の策定を行う本調査は、関連情報の収集・確認を行うとともに、プロジェクトの実施体制及び活動内容について関係機関と協議し、プロジェクトの枠組みに関する基本的合意を得ることを目的として実施される。なお、本調査においては、合意文書(R/D)案を含む協議議事録(M/M)の署名を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、開発計画型技術協力の仕組みを十分把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、「電力開発／送電計画」団員の行なう取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2013年9月下旬）

- 1) 要請背景・内容を把握（要請書・既存電力開発計画・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、担当分野に関するタンザニア側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- 2) MM、RD案について、担当分野に関する検討を行い、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2013年9月下旬～10月中旬）

- 1) 当機構タンザニア事務所等との打合せに参加する。
- 2) タンザニア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- 3) 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - 【送配電開発計画に関する情報収集】
 - ・ 既存電力開発計画のレビュー等で確認された配電分野の課題関連資料の収集
 - ・ 既存の配電設備、電力需要構造等の送配電開発計画策定時に必要な既存資料の収集
 - ・ 送配電開発計画策定にかかる配電分野での実施体制の確認
 - 【TANESCOのキャパシティに関する情報収集】
 - ・ 業務の範囲の確認（配電分野担当部署の役割、業務内容、組織規模等）
 - ・ その他、配電分野に関するニーズの聞き取り
- 4) 担当分野に係るMM、RD案の作成に協力する。
- 5) 担当分野に係る現地調査結果を当機構タンザニア事務所等に報告する。

- (3) 帰国後整理期間（2013年10月下旬）
 - 1) 帰国報告会、国内打合せへ出席する。
 - 2) 担当分野に係る調査結果の報告を行う。
 - 3) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)の作成を行う。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
 - 電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目についてはhttp://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2013年9月28日～10月12日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- a) 総括（機構）
- b) 協力企画（機構）
- c) 電力開発/送電計画（コンサルタント）
- d) 配電計画（コンサルタント）
- e) 環境社会配慮（コンサルタント） 3) 便宜供与内容
当機構タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ① 空港送迎
あり
 - ② 宿舍手配
あり
 - ③ 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
 - ④ 通訳備上
なし
 - ⑤ 現地日程のアレンジ
機構がアレンジします。
 - ⑥ 執務スペースの提供
なし

- (2) 参考資料

本業務に関連する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「タンザニア国 主要都市配電設備リハビリテーション調査最終報告書」

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=9&method=detail&bibId=0000005461>

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
- 2) タンザニア国内での活動においては、機構安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、機構タンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。